

公益社団法人八代市シルバー人材センター会員就業規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人八代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定める。

(会員の努力義務)

第2条 会員はお互いの経験、能力及び人格を尊重しあつて、自身の創意工夫により働く機会を広げ、健康と生きがいの確保を図るとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(平等の原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教などの理由により、すべての面で差別的取り扱いをしない。

(仕事の提供)

第4条 センターは、会員の希望に応じた仕事の提供ができるよう最大限の努力をする。

(配分金の支払い)

第5条 会員の就業に伴う配分金の支払いについては別に定める。

(就業上の注意事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の点に留意する。

- (1) センターから提供された仕事については、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で就業できなくなった場合は、できる限り速やかにセンターに届け出ること。
- (3) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い事故防止に努めること。
- (4) 就業中知り得た事項は他にもらさないこと。
- (5) 契約外の仕事を依頼されたときは、センターに相談するよう伝えること。また、センターの許可なく独自の判断で契約外の仕事をしないこと。
- (6) 発注者または会員間で金銭の貸し借りはしないこと。
- (7) 発注者から苦情があった時は、速やかにセンターに報告するとともに誠意をもって対応すること。

(禁止行為)

第7条 会員は次の行為をしてはならない。

- (1) センターの許可なく、センターから仕事を提供された発注者若しくは就業場所の管理者等と個人的な雇用、請負、委任その他の契約行為を行うこと、又は自らその要求、申し出を行うこと、又はそれに類する行為を行うこと。
- (2) 発注者、会員、役職員等に対し、不適切な行為、発言等を行うこと。

(就業の停止)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、その就業を停止するものとする。

- (1) 会員から就業を取り止めたいと申し出があったとき。
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由によって、継続して就業することが不可能となったとき。
- (3) 会員の就業がその健康に反すると認められたとき。
- (4) 会員として、センターの名誉に反する行為があったとき。
- (5) 仕事の契約期間が満了したとき。
- (6) 本規約第7条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (7) 会員の適性、能力等が業務に適合しない等の理由により発注者から就業の停止の申し出があったとき。
- (8) その他就業を停止するに足る相当な理由があると認められたとき。

(安全、衛生)

第9条 センターは会員の就業にあたり、その安全、衛生の面で常に配慮し、事故防止に努めるものとする。

(団体傷害保険及び損害賠償保険)

第10条 センターは、団体傷害保険及び損害賠償保険に加入し、不慮の事故に備えるものとする。

附 則

- 1 この規約は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月11日から施行する。

附則

この規約は、平成26年9月29日から施行する。